

## 「第3次江戸川区障害者計画（案）」「第7期江戸川区障害福祉計画（案）」

### 「第3期江戸川区障害児福祉計画（案）」の意見募集結果について

「第3次江戸川区障害者計画（案）」「第7期江戸川区障害福祉計画（案）」「第3期江戸川区障害児福祉計画（案）」に関する意見募集手続きは、令和6年2月1日から3月1日までの期間で行いました。その際、11名より計50件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

#### 1 意見募集手続の概要

##### (1) 意見募集期間

令和6年2月1日から3月1日までの間

##### (2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和6年2月1日号の「広報えどがわ」に掲載

※福祉部障害者福祉課窓口に掲載用の印刷物を設置

##### (3) 意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

##### (4) 提出先

福祉部障害者福祉課計画調整係

#### 2 意見募集の結果

番号	ページ	頂いたご意見	区の考え方
第1章 計画策定にあたって			
1	3	第6期障害福祉計画には、障害者の権利に関する条約のコラムの掲載があった。第7期でも記載してほしい。	ご意見を踏まえ、障害者の権利に関する条約についてのコラムを追加しました。
2	6	継続的、断続的に障害者の権利に関する条約の趣旨により近づける表現にしてほしい。	ご提案については、ご意見として承ります。

第2章 第3次江戸川区障害者計画の基本的な考え方			
3	12	基本目標をはじめ施策の体系は、アンケート結果をもとによくまとめられている。一人ひとりに必要な支援やサービスが届くことが必要である。	ご意見ありがとうございました。
第3章 第3次江戸川区障害者計画の推進			
4	17	「①ボランティア活動への支援」の「ボランティア人材の育成」では、手話ボランティア養成講座以外の取組についても具体的に示してほしい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を変更しました。  手話ボランティア養成講座をはじめ初心者のための音訳講座、デイジー録音図書制作講座を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。
5	18	知的障害者もそうだが、外見からはわからない障害者も多くいる。一人ひとり障害特性が違うということを理解とまでいかなくても実感してほしいと思う。	障害者理解促進のため、今後も啓発活動を行っていきます。
6	21	成年後見制度など、知的障害者には利用しづらい。現時点での制度の在り方を周知していただきたい。支援内容を知らずに、必要な福祉サービスを受けていない当事者もいると思うので、事業所などを通じて案内をしてほしい。	成年後見制度については、現在も出前講座やセミナー等を通じて周知を行っているところですが、今後は各事業所等にも積極的に声かけを行い開催に向けて調整をしていきます。また、今年度は障害のある方にもわかりやすい制度案内ができるよう、文字を大きくしたルビ付きのパンフレットも作成しています。引き続き、様々な方に利用いただけるように工夫しながら制度周知を行っていきます。
7	22	障害者虐待防止について、通報や研修のほかに、障害者施設職員も悩みなどを相談できる環境があればと思う。	集団指導や実地検査、または研修等の場で施設職員の方と接した際に、その機会を活かして現場の声を伺いながら関係を構築しつつ、職員側から相談しやすい行政を目指したいと思います。
8	24	「施策項目2 意思疎通支援の充	障害者理解の啓発事業等を通じて、

		実」において、意思疎通支援は手話通訳・要約筆記に限らず、触手話や文字盤等様々ある。多様な手法の啓発が必要ではないか。	様々な意思疎通支援の手法の周知も図っていきます。
9	24	「①手話通訳等の推進」の「今後の取組の方向性」について、具体的に記載してほしい。	記載内容につきましては、修正しました。
10	26	コラム8「ユニバーサルデザインのまちづくり」と27ページ「②バリアフリーマップの作成」について、2次元コードからアクセスしたところ情報が古かった。更新はどのように行われているのか。	情報については、今後必要に応じて見直しを検討していきます。
11	26	コラム8「ユニバーサルデザインのまちづくり」には「障害者団体との意見交換会を毎年開催する」と記載があるが、メンバーはどのような選定をしているのか。	平成3年に江戸川方式(段差ゼロ)の協議、取組を行った、江戸川区視覚障害者福祉協会及びリハビリ自主グループと意見交換を実施しています。
12	27	公園に中高生や大人も利用できる遊具を設置してほしい。乳幼児、小学校低学年、小学校高学年など年齢に沿った公園があると、小さい子どもの親は安心して遊ばせることができるのではないかと思う。	ご提案については、ご意見として承ります。
13	28	視覚障害者に必要なバリアフリー整備の誘導用シートや段差解消ブロックは、高齢者にとってはつまずいてしまうことが心配されるがやむを得ないとする。	誘導用シートは点や線の形状、寸法がJIS規格により定められており、全国一律な仕様です。また、段差解消ブロックは段差がゼロであり、車いすやベビーカーをご利用の方などにも安心してご利用いただいています。
14	29	災害時の避難行動要支援者の個別避難計画を立て、家族や近隣者、関係者で共有しておくことは必要だが、実際に災害が発生した時には支える人も被災者になることがあり厳しいと考える。行政がその備えをする役割を担うことが重要である。	災害時の避難支援に関しましては、何よりご自身の安全を確保していただき対応していただくことが前提となり、可能な範囲での支援をお願いしているところです。 今後も関係団体や地域の力をお借りしながら、支援の手をさらに拡大し、重層的な避難支援体制を構築することで

			実効性のある個別避難計画の作成に向けて取り組んでまいります。
15	29	事業所単位での集団広域避難所の確保、連携協定を検討すると加筆してほしい。	<p>広域避難先の確保につきましては、区民自らが広域避難先を確保することを原則としつつ、区としても東京都や協定締結自治体へ適宜要請していきます。</p> <p>災害時協力協定につきましては、今後も締結先を拡大していきます。</p> <p>ご提案については、ご意見として承ります。</p>
16	29	福祉避難所に避難できる対象者についての周知が不十分である。また、福祉避難所では一般の人の受け入れ体制をどうするのか。防災訓練などの際には災害への心構えや準備とともに福祉避難所の在り方についてもプログラムに入れてほしいと思う。	<p>現在、特に避難行動に支援が必要な方（避難行動要支援者）約 1,400 名の方々を指定し、福祉避難所へ直接避難していただくこととしております。その一方で福祉避難所の数は、まだまだ不足している状況で、公共施設や民間施設も含め、その拡大に向けて検討を行っています。</p> <p>限りある避難スペースの中で、これらの方々が安全かつ迅速に避難できるよう様々な機会を捉えて広く周知を行い、多くの方々にご理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。</p>
17	31	「施策項目 1 合理的配慮の提供」には、「傍聴席までの段差解消」の取組のみ掲載されている。手話通訳の配置も載せてはいかがか。	ご意見を踏まえ、手話通訳とヒアリンググループ貸し出しについて、記載しました。
18	34	「施策項目 3 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見」に優生思想の印象を感じるため、より注意して配慮いただきたい。	国の障害者基本計画に基づいて作成しました。ご提案については、ご意見として承ります。
19	34	国が発達障害などの早期発見・早期療育のため 1 か月児及び 5 歳児検診を予算化したことを活用して、区の検診の実施を望みます。	他自治体の状況や区医師会の意見などを参考にしながら検討してまいります。
20	36	「③自殺防止対策」の「随時相談」は、臨床心理士も含める方がよいのでは	ご意見を踏まえ、臨床心理士も含む表現に修正しました。

		ないか。	
21	39	入居前提の体験だけでなく、グループホームでの暮らしを体験できる場を増やしてほしい。重度障害者、強度行動障害のある人、医療的ケアの必要な人を受け入れてくれる事業所が少ない。	重度化に対応したグループホームの設置を促進し、居住の場の確保に努めていきます。
22	39	「③家賃助成」の「民間賃貸住宅家賃等の助成」について、区ホームページには75歳以上が対象となっているが、事業内容に記載してほしい。	民間賃貸住宅家賃等助成は、熟年者、障害者、ひとり親で実施しており、75歳以上であれば熟年者の施策になります。障害者の対象は、身体障害者手帳1級から4級、愛の手帳をお持ちの方がいる世帯になります。
23	39	グループホームの家賃助成は、収入(年金+工賃)に上限があり、工賃が増えるのはありがたいと思うが、そのために家賃助成が減額、受けられなくなることは親として不安に思う。最近の物価高を考慮し上限の引き上げをという声もある。	一人ひとりの収入に応じて家賃助成は決定しておりますので、ご意見として承ります。
24	40	障害者福祉課と保健予防課が縦割りを超えて連携し、地域生活支援拠点等の整備を進めてほしい。	関係機関と連携して整備を進めていきます。
25	40	「①地域生活支援拠点等の整備」について、地域自立支援協議会での協議を基に整備されていくのであれば、未だ設置されていない「部会」の必要性が改めて浮上してくる。方向性を示してほしい。	地域生活支援拠点等の方向性については、地域自立支援協議会の中で協議を進めていきます。
26	40	親の老後や親亡き後の生活や財産管理(親亡き後施設含む)は、一番深刻で困難な問題でもあり、知恵を出し合い、解決していく必要がある。	成年後見人制度等を活用しながら、親亡き後の問題について地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。
27	40	地域生活支援拠点等の今後の方向性に、「施設、病院からの地域移行」「親元、家族からの地域移行」に取り組む拠点コーディネーターの配置を追記してください。(令和6年度の報	地域生活支援拠点等の整備にあわせて検討していきます。

		酬改定に伴う方向性に合わせる)	
28	40	利用者も事業所も安心して利用できる地域生活拠点等の整備を願う。	関係機関と連携して整備を進めていきます。
29	41	コラム 11「地域生活支援拠点等」のイメージ図では、基幹相談支援センターは相談支援を主に担うように見える。区の基幹は「地域の体制づくり」と「専門的人材の確保・養成」には関わらないという方針なのか。	関係機関と連携し、重度障害者への支援ができる専門的人材の確保と育成について整備し、地域としての体制づくりを行っていきます。
30	41	地域生活支援拠点等の整備は、令和6年度報酬改定の考え方で示された最新版に合わせた方が良い。	地域生活支援拠点等の整備にあわせて検討していきます。
31	44	就労継続支援B型や生活介護の通所は帰宅が15～16時と早いため、親はその時間に自宅に居らざるを得ず、仕事がままならない状況にある。今より長い時間見てもらうことや、送迎も含む放課後等デイサービスのような「通所後の一時預かり」等を支援事業として早急に計画していただきたい。	令和6年度報酬改定にあわせて、生活介護について見直ししていきます。
32	44	インクルージョン（地域社会への参加・包摂）に向けた支援や子育て支援・保育分野、教育分野の各関係機関と障害福祉サービス機関が連携して環境の整備を進めていくことは素晴らしい。	ご意見として承ります。
33	45	児童発達支援について、障害のある子どもにかかわる職員の方の専門性の向上はもちろんだが、二次障害である強度行動障害にならない教育や子育てを願う。	早期に発見し、早期に療育支援を広めていくことにより、お子さんが成長したときに生きづらさを軽減するお手伝いをしていきます。
34	46	医療的ケア児者支援として、医療的ケアが受けられる施設やレスパイト事業、通所支援、入所施設、在宅支援サービスを充実させてほしい。	現在、重症児対象の児童発達支援事業所が7か所、放課後等デイサービス事業所が4か所あります。令和5年度から医療的ケア児養育者支援事業を実施しており、今後は医療的ケアも利用できる生活介護や短期入所の開設も予

			定されています。
35	47	<p>教育関係の記載が少ないため区が学校教育をどのように考えているかはわからないが、「②区立小・中学校のインクルーシブ教育」の事業内容に期待している。「その子にあった教育」という言葉で分ける場を作り続けること自体が、共生には結びつかない。どの子も地域の学校へ共に学び共に生きることを通して、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することができると思う。</p>	<p>特性を持つ児童や、障害のある支援の必要な児童の就学にあたっては、本人の状況や保護者のご意向に寄り添いながら、どこへ就学することがその児童の成長に繋がっていくのか、一緒に考えております。</p> <p>地域の学校教育の中で、特性や障害のある支援の必要な児童もそうではない児童も共に学び、生活していくことを理解し、分け隔てのない教育環境を整えていけることが望ましいと考えております。</p> <p>今後も支援の必要な児童やその保護者のご意向に寄り添いながら取り組んでいきます。</p>
36	47	<p>「インクルーシブ教育」を受けていない親世代、祖父母世代に対しての理解が必要なのではないだろうか。本人たちに寄り添った学びの場は特別支援学校だと感じている親が多いということも知っていただきたい。</p>	<p>就学時の就学相談により、就学先を保護者が理解のうえ決めることができるよう、丁寧な説明を行い、不安を解消していけるよう引き続き努めます。</p>
37	49	<p>基本目標5の「生きがいつくり」という言い回しは上から目線に感じられ、違和感がある。生きがいつくりをするのはあくまで当事者である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、就労と生きがいの機会の提供に修正しました。</p>
38	49	<p>「生きがいつくり」という言葉について、生きがいは与えられるものではなく、本人にとって必要な支援を受けられる環境の中で本人が見つけていくものである。環境を整えることが大事であるため、「生きがいつくり」という表現よりも「生きがいを見つけるための環境整備」という表現が相応しいと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、就労と生きがいの機会の提供に修正しました。</p>
第4章 第7期江戸川区障害福祉計画			
39	59	<p>「地域生活への移行」の数値目標</p>	<p>ご意見を踏まえ、令和8年度(2026年</p>

		は、国の指針及び都の目標では「令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上」とされている。区の数値目標が国、都と異なり「5人(1.17%相当)」と設定された理由を記載すべきである。	度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上(26人)が地域生活へ移行することを目標とします。
40	59	東京都の入所施設定員の考え方について、「入所者の地域生活への移行」は現実的に非常に疑問がある。	現状を踏まえ、グループホームの重度障害者の受け入れを促進していくとともに地域移行も進めていきます。
41	59	令和8年度(2026年度)時点において428人を維持する目標について、少しでも地域移行を推進する目標にしてほしい。	現状を踏まえ、グループホームの重度障害者の受け入れを促進していくとともに地域移行も進めていきます。
42	63	<p>重度訪問介護の見込量について、利用者数は増加しているが、1人当たりのサービス量が減っている。重度障害は、障害状況に合わせて長時間利用できるサービスとしての特徴があるが、将来的には一人ひとりの時間数を減らしていくということか。</p> <p>また、重度訪問介護事業所は117事業所とあるが、実態は新規利用を受付しないところが大半である。区として指導していただきたい。</p>	<p>一人ひとりのニーズに合わせて利用していただくサービスであり、必要時間を確認して決定しております。</p> <p>新規の利用者を受け入れられない実態について、現場の声を吸い上げたうえで、必要に応じた指導等の実施を検討してまいります。</p>
43	63	重度訪問介護の見込量が、時間数、人数ともに少なく見積もりすぎであり、根拠も不明である。	重度訪問介護の見込量については、実績値を鑑み設定しております。
44	71	重度障害や車椅子に対応した日中サービス支援型グループホームを設置していただきたい。	重度化に対応したグループホームの設置を促進し、居住の場の確保に努めていきます。
第5章 第3期江戸川区障害児福祉計画			
45	79	放課後等デイサービスの数が相対的に少なく、順番待ちのため働けない親が多い。特に長期休暇に朝から対応してもらえない事業者が極めて少なく、大変困り悩んでいる。障害のある子どもの親も同等に働ける配慮あ	定員を遵守しながら、少しでも多くの児童を受け入れるよう、必要に応じて指導等を実施してまいります。



		る福祉計画を策定してほしい。	
第6章 地域生活支援事業			
46	85	区民に対し、障害理解の取り組みを進めていただきたい。	障害理解を深めるための研修や啓発を引き続き行っていきます。
その他			
47		素晴らしいと思う。	ご意見ありがとうございました。
48		障害者の意見を優先すべきではないか。	この計画の策定にあたって、区内の障害や疾病のある方を対象としたアンケート調査や、障害当事者・家族、障害福祉サービス事業者との懇談会を実施し、様々な意見をいただいたうえで策定しました。
49		「もし~だったら。」等、良く分からない言葉が多い。	コラム等を増やし、見やすくしました。
50		1人の問題ではなく、障害者全体の問題である。	ご意見ありがとうございました。